

ナク叙上ノ事實ヲ警察官吏ニ申告スヘキコトヲ命シタルモノニシテ、同條ノ規定ニ違反シタル者ハ同第八十條ノ罰則ニ觸ル、モノナルコト當然ナリト謂フヘク第七十條第五項ノミカ單ナル注意的規定ナリト解スヘキ根據ナシ。」と判示した。

判旨正當と謂ふべきであらう。第七十條各項は何れも事故に際しての處置の義務を規定したもので其の價値は各々同等であり、獨り第五項のみを注意的規定と解し得べきでないことは歟々を用ひずして明かある。

會青橋渡橋式の狀況

福島縣廳土木課

本縣で十八萬圓の工費を以て起工し縣道喜多方坂下線の阿賀川横斷個所に架設した會青橋は昭和十二年十二月十二日盛大なる渡橋式を舉行した。地方民の待望久しかつた橋なので民衆の祝賀狀況も頗る旺盛であつたのみならず、時恰も皇軍大捷南京陥落の快報を齎して居つたので數々の熱狂的場面の展開もあつた位である。此の日前日來の悪天候恢復して絶好の式典日和であつた。然し十二月二日より降

り初めて約三日ばかり降り續いた初雪は會津地方特有の猛威を發揮して約四十糎ばかり堆積して居た。而して其後連日の陽光を受けたので吾々の豫想としては道路が悪くて逆も自動車の通交は不可能だらうと思はれて居たが幸にも地元青年の獻身的排雪作業の結果坂下町から現場迄の間は自動車通行に支障無きを得たのである。集まる者老若男女數知れず八田代議士縣會議員を始めとし關係各町村長並に地

元有志等參列者約三百名殊に西村小學兒童約一千三百名の手に手に日の丸の小旗を持ちたる長蛇の陣は殊更に異彩を放つて居た。縣よりは坂井經濟部長、河合土木課長、松浦主任技師、齋藤若松土木監督所長を始めとして關係各官の臨席があつた。

總て午前十時數發の煙火を合圖に式典はいとも莊嚴裡に開始せられ修祓降神行事、獻饌、齋主祝詞奉上、玉串奉奠、等の諸事滞り無く進み昇神行事を終へて渡り初めに移た。

時に午前十一時再び天空に響く二發の煙火を合圖に神職、三夫婦を先頭として關係者之に續き、次に小學兒童及男女青年團有志一千餘名の旗行列を從へて左岸側より行を起し三百四十八米の長橋を祝歌を歌ひ乍ら肅々として靜行したる様は新橋の勇姿と相俟ちて實に壯觀を極めたものであつた。次に右岸側に至り折り返して再び左岸袂に歸り此に芽出度く渡り初めを終了したのである。次いで第二會場たる廣瀬小學校の大講堂に於て知事式辭、土木課長の工事報告地元町村長の祝辭あり、次に工事請負者堀江組並に現場監

督者たる道路技手兼土木技手半田茂穂氏に對し地元町村長よりの感謝狀の贈呈あり、尙續いて多數來賓の祝辭ありて一同感激裡に無事式典を終了し、次に祝宴に移り之も亦頗る盛會裡に午後二時全部終了した。わけても南京陥落と皇軍大捷の折とて一同皇居を遙拜し 天皇陛下萬歳を奉唱し嚴肅なる盛況を呈したのは、實に感激に滿ちたる情景であつた。

式辭

會青橋架設工成り本日茲ニ開通ノ式典ヲ舉行スルニ至ルハ余ノ最モ欣幸トスル所ナリ、抑々本路線ハ河沼郡坂下町ト耶麻郡喜多方町トヲ連絡スル要路ニシテ近時沿線地方ニ於ケル物資ノ輸送増加ニ伴ヒ漸ク交通頻繁ヲ加フ、然ルニ本橋ハ阿賀川ノ低水路ニ船橋ヲ架設シ洪水數ヲ道路ト爲シ纔ニ徒歩連絡ヲ以テスルニ過キス、爲ニ地方ノ發展ヲ阻止スルコト尠カラサルヲ遺憾トシ關係地方民舉ゲテ本橋架設ノ要ヲ切望スルヤ久シ、漸ク去ル昭和九年ノ通常縣會ニ於テ近代式構造ニ基ク本橋架設ノ議ヲ經テ昭和十一年六月

工ヲ起シ爾來一年有餘ノ日子ト拾八萬圓ノ工費ヲ投ジ今ヤ全ク其ノ工成ル本橋固ヨリ其ノ外觀善美ヲ盡サズト雖モ時代ノ要求ヲ加味シ阿賀川ノ清流トノ調和ニ努メタルハ勿論其ノ構造ハ專ラ實質ノ堅牢ニ意ヲ注ギタルヲ以テ躉テ完成近キ阿賀川ノ護岸工事ト相俟テ輪奐ノ美結構ノ雄楚ニ今昔ノ感ナシトセズ惟フニ地方發展ニ寄與スル所以ノモノ多々アルヘシト雖モ交通機關ノ整備ト其ノ改善トハ蓋シ緊喫ヲ要スル施設ト謂フベク此ノ時ニ當リ本橋ノ竣功ヲ見タルハ實ニ本路線地方ノミナラズ廣ク縣下産業ノ隆盛ヲ促進シテ已マザルモノアルベシ。

希クハ地方官民各位本橋ノ使命ニ鑑ミ愈々利用厚生ノ實ヲ擧ゲ益々地方産業ノ繁榮文化ノ向上ニ資セラレンコトヲ一言以テ式辭トナス。

昭和十二年十二月十二日

福島縣知事 君 島 清 吉

工事報告

會青橋架設ノ工竣リ茲ニ開通ノ式典ヲ舉行セラル、ニ際

シ工事ノ概況ヲ報告スルノ榮ヲ得タルハ余ノ最モ欣快トスル所ナリ。

抑本橋ハ物資豐富ナル耶麻、河沼兩郡ヲ連絡スル樞要ナル橋梁ニシテ輓近文化經濟ノ進展ニ伴ヒ運輸交通ノ繁劇ヲ加フルニ至リタルモ郡界ハ阿賀川ニ遮斷セラレ纜カニ低水路ニ船橋ヲ架シ洪水敷ヲ徒歩連絡シ來リシモ斯クテハ現代交通機關ノ運行ニ適セザルモノアルヲ遺憾トシ昭和九年ノ通常縣會ニ於テ昭和十年度ヨリ同十二年度ニ至ルニ二ケ年繼續事業トシテ總工費十八萬圓ヲ以テ之ガ架設ヲ議決セラレタリ。而シテ本橋ハ内務省直轄阿賀川改修工事施行ニ關聯スル國庫負擔金一萬三千圓ヲ受ケ且ツ地元寄附金一萬圓ヲ加ヘ平市堀江工業株式會社請負契約ノ上昭和十一年六月十三日起工以來一年有餘ノ長日子ヲ要シ漸ク其ノ竣功ヲ見タリ。其ノ構造ヲ概觀スルニ橋長三百四十八米五、有効幅員五米五ヲ有スル「ガルバー」式鐵筋混凝土丁桁橋ニシテ鐵筋混凝土橋臺ニ基及鐵筋混凝土橋脚十六基橋面ハ膠石鋪裝ノ形式ヲ採リ之ニ使用セル鐵筋三百九十三應鋼材二十四應

鋼三十八吨セメント二萬八千三百九十六袋職工人夫延人員
 三萬二千六百九十三人ヲ要シ今ヤ全ク工事ノ成果ヲ納メ從
 來ノ面目ヲ更新スルヲ得タルハ寔ニ工事監督員並ニ從業員
 各位ノ刻苦精勵ト地方有志ノ御後援ノ然ラシムル所ニシテ
 茲ニ一言謝意ヲ表スルト共ニ本橋ノ前途ヲ祝福シテ已マズ
 聊カ工事ノ概要ヲ述ベ工事報告ト爲ス。

昭和十二年十二月十二日

福島縣土木課長 河 合 清

設計内譯

橋長	三四八・五〇米
有効幅員	五・五〇米
有効面積	一、九一六・七五平米
名稱	金額
橋臺工	五、〇九三・三四
橋脚工	八一、八七九・三〇
橋體工	七四、四三一・八五
橋面工	四、九四五・三五

高欄工 三、二八九・六四

取付道路工 二、九七四・二九

直營工事費 三、八六三・〇九

監督小屋損料 四〇〇・〇〇

セメント倉庫損料 二〇〇・〇〇

合計 一七七、〇七六・八六

内

直營 三七、三七〇・三七

請負 一三九、七〇六・四九

セメント 二八、三九六袋

鐵筋 三九二・九四五吨

人夫 三二、六九三人

橋臺工(二基)

基礎 地形杭松丸太末口三二〇樁長五・〇米八六本

上部軀體 鐵筋コンクリート造 高八・七五米

コンクリート 一、二〇四・七八立米(一、二、四)

セメント 一、三一〇袋

鐵筋

六・八〇八觔

床版厚

一五糎

工費

五、〇九三・三四圓

コンクリート

一、〇九八・五一立方米(一、二、四)

橋脚工(一六基)

セメント

七、〇三〇袋

基礎

鐵筋コンクリート造井筒 高一〇〇米

鐵筋

二二・一九六五觔

短徑上部二・八米

下部三・二米

支承杵(鑄鋼)

三八・三三〇觔

長徑上部 七・八米

下部 八・二米

工費

七四、四三一・八五圓

上部軀體

鐵筋コンクリート造

高 七・五米

橋面工

コンクリート(基礎) 一、七五二・〇〇立方米(一、二、四)

鋪裝 グラノリシツク厚五糎 一、七四〇・〇〇平方米

同 (上部) 一、〇八六・八八立方米()

横斷勾配 四十分ノ一 拋物線勾配

セメント 一八、一七二袋

縱斷勾配 四百分ノ一

鐵筋 一六八・〇九六觔

セメント

一、五六六袋

井筒杵(並鋼)

一三三・五三六觔

工費

四、九四五・三五圓

主費 八一、八七九・三〇圓

高欄工

橋體工

高欄 鐵筋コンクリート造 高 八〇糎

橋體 鐵筋コンクリート突桁 一七徑間 主桁三通

親柱 花崗石造 一・〇×一・二米高 一・三四米 四基

桁高 支點部 一・七米 中央部 一・一米

中詰鐵筋コンクリート造

桁幅 支點部 〇・七五米 中央部 〇・六〇米

コンクリート 四九・九四立方米(一、二、四)

セメント 三二八袋

鐵筋 六〇七六施

取付道路工

盛土 六、〇四九・四四立米

土羽筋芝 二、〇〇六・五四平米

上布砂利 二、〇四・四〇立米

工費 二、九七・四二九圓

以上

收用法最近の立法

大 國 實

「抱合」と「舉國一致」とが、あらゆる部面で試みられて來たし又實現しつゝあるのである。

昨年七月七日、蘆溝橋の銃聲の下に、準戰時體制の段階から純戰時體制の段階に突入して以來、我が國に於ては、非常なる國家目的の遂行が急務とされるに至つた。革新の方向に乗る時代のうねりも亦之に織り込まれて來た。而して吾々は、その急務の遂行に當つてはスムーズな進展に全力が傾注され來つたことを見逃してはならない。

最近半ケ年許りの間に、種々なる法令が、或は成立、公布され、或は今議會に提出され又は提出されんとして慎重審議の的となつてゐる。之等諸法令乃至諸法案の重大性は時局の重大性を認識する者の等しくしみぐと感ずる所であらう。又その重大性は多彩なるフェーズ或はアングルと内容とを有するものであらう。「收用法」の觀點から視れば